

飯塚市環境事業に係る後援等の申請について

1. 後援等の定義について

- (1) 共催 事業の趣旨に賛同し、その実施に係る企画又は運営において、主体的に人的支援その他の必要な援助を行い、当該事業の一部を分担すること。
- (2) 後援 事業の趣旨に賛同し、その開催を援助すること。
- (3) 協賛 事業の趣旨に賛意を表すること。

2. 後援等の承認基準について

後援等の承認をすることができる事業は、原則として次の各号のいずれにも該当する事業とします。

- (1) 飯塚市環境基本計画の推進に寄与すると認められる事業又は環境政策において、推進支援していくべきものと認められる事業
- (2) 広く一般市民を対象とする事業
- (3) 原則として飯塚市内で開催される事業。ただし、飯塚市民の幅広い参加が期待できる事業又は飯塚市のイメージアップを目的とする事業である場合は、この限りではありません。

3. 経費負担について

後援等を承認する場合においては、原則として当該事業に係る経費を負担しないものとします。

共催、後援について、市の施設を使用する場合は、当該施設を所管する部署に依頼し、当該施設の条例及び規則に基づき、当該施設(附属設備を含む。)の使用料を減免することができます。

4. 申請手続きについて

後援等の承認を受けようとする者は、当該事業開催日の1月前までに申請書を提出して下さい。

5. 決定通知について

申請書を受理したときは、速やかにその可否を決定し、その旨を記載した書面により、後援等の承認決定を通知します。

6. 変更の届出等について

後援等の承認を受けた者が、当該事業の内容等を変更・中止しようとする場合は、事業変更承認申請書を提出して下さい。

7. 実施報告について

当該事業が終了したときは、速やかに事業報告書を提出して下さい。

事業報告書には次の書類を添付して下さい。

- (1) 事業の実施状況が確認できる書類
- (2) 参加費、入場料等を徴収した場合は、事業の収支が確認できる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業の実績報告に必要と認められる書類

問い合わせ先：飯塚市役所環境整備課

電話：0948-22-5500（内線 1654・1655）